二、株式会社うえの屋に対する件

昭和五五年（排）第七号

排除命令

富山市清水町四丁目一番五号
株式会社うえの屋
右代表者代表取締役　上野照夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社うえの屋は、一般消費者を対象に、別表記載のそれぞれの期間において、「ビックリセール婚礼家具まつり」、「婚礼家具夢のセール」、「花嫁衣裳一式無料サービスプラスもう一つのサービス鏡台プレゼント」等と称して行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、前記制限告示第一項の規定に違反して景品類を提供してはならない。

また、同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、懸賞によらない景品類の提供を行おうとするときは、あらかじめ、その内容について、当委員会の承認を受けなければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社うえの屋（以下「うえの屋」という。）は、肩書地に本店を置き、貸衣しょう業及び呉服、寝具、家具等の小売業を営む事業者である。

二　うえの屋は、一般消費者を対象に、「ビックリセール婚礼家具まつり」、「婚礼家具夢のセール」、「花嫁衣裳一式無料サービスプラスもう一つのサービス鏡台プレゼント」等と称し、別表記載のそれぞれの期間において、婚礼用セット家具を五〇万円以上購入した者に対して、同社において使用できる三〇万円の商品券を、同七〇万円以上購入した者に対して、同四〇万円の商品券を、同一〇〇万円以上購入した者に対して、同五〇万円の商品券を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三　一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額が五〇万円以上の場合は五万円までであるところ、うえの屋の提供する景品類の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、うえの屋の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五五年一〇月二九日

公正取引委員会

委員長　橋口　収

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　平田胤明

別表

期間	日数
昭和五五年五月一五日から同月一八日まで	四日間
同　年五月二二日から同月二五日まで	四日間
同　年五月二九日から六月　一日まで	四日間
同　年六月　六日から同月一五日まで	一〇日間
同　年六月二七日から同月二九日まで	三日間
同　年七月　三日から同月　六日まで	四日間
同　年七月一〇日から同月二〇日まで	一一日間
同　年七月二四日から同月二七日まで	四日間
同　年八月　一日から同月　三日まで	三日間
同　年八月一五日から同月一七日まで	三日間
同　年八月二二日から同月二四日まで	三日間
同　年八月二九日から同月三一日まで	三日間
同　年九月　五日から同月　七日まで	三日間
同　年九月一二日から同月一五日まで	四日間
同　年九月二一日から同月二三日まで	三日間
同　年九月二六日から同月二八日まで	三日間